

## 議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

### 1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県AED等の普及促進に関する条例		
担当課（室）	医療政策課	公布日	平成25年3月27日
報告の根拠	茨城県AED等の普及促進に関する条例第6条（年次報告）		

### 2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

#### (1) 条例の概要・施策体系図

#### 茨城県AED等の普及促進に関する条例

**1 目的（第1条）** ○県民の救命率の向上のため、県が県民に対し、AED及び心肺蘇生法の普及促進を図る。

○県民の自発的な応急手当の実施を促すことにより、県民の生命及び身体の保護に寄与することを目的とする。

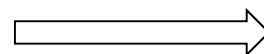
**2 各主体の役割（第2条～第5条）** ①県、②学校、③県民及び④事業者の各取組を規定

#### 3 基本的施策（第2条～第5条）

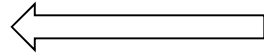
（1）県の取組（第2条）	（2）学校における取組（第3条）	（3）県民の取組（第4条）	（4）事業者の取組（第5条）
①市町村等と連携し、県民に対し、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の普及・啓発。	①市町村等と連携し、小学校、中学校、高等学校等の教職員に対しAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させるよう努める。	①県民は、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努める。	①従業員に対し、AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させ、かつ、向上させるよう努める。
②県施設へのAEDを設置、県施設以外の施設に対するAED設置促進。	②公立学校の新任教諭に対して、AED及び心肺蘇生法に関する救命講習を実施。	②県民は、救急現場に居合わせた場合は、互助の精神及び一人一人の命を大切に精神にかんがみ、自ら率先して応急手当を実施するよう努める。	②事業者は、必要に応じてAEDを設置するよう努める。
③県施設のAEDの適切な維持管理と適切な表示、県施設以外のAEDを設置している施設に対する設置場所及び使用方法の表示を促進。	③学校は、授業その他の教育活動において、児童及び生徒の発達段階に応じてAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得させる機会の確保に努める。	③県民は、大規模な集客を伴う催しを行う場合は、必要ときにAEDを使用できるようAEDの設置場所を参加者に周知するよう努める。	③事業者は、AEDを設置した場合は、AEDの適切な維持管理に努め、AEDの設置場所及び使用方法について適切な表示を行うよう努める。
—	④公立の中学校、高等学校等は、生徒に対し、学習指導要領を基本に心肺蘇生法に関する実習を実施。	—	—
—	⑤公立以外の中学校、高等学校等は、実習を通して生徒が心肺蘇生法を理解することができるよう努める。	—	—

(2) 推進体制

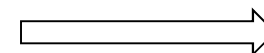
茨城県AED普及推進連絡協議会		
会長	県保健医療部長	—
委員	県医師会	医療関係
	茨城県ACLS協会	講習実施団体
	日本赤十字社茨城県支部	
	水戸地区救急普及協会	
	いばらき救命教育・AEDプロジェクト	
	県消防長会救急部会	消防関係
	県女性・防災クラブ連絡協議会	介護福祉
	県老人福祉施設協議会	
	県介護老人保健施設協会	
	県医療機器販売業協会	販売事業者
	県消防安全課	行政
	県教育庁保健体育課	
事務局	県医療政策課	



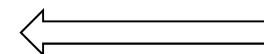
救命講習の実施等



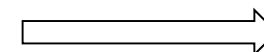
受講実績の報告※1



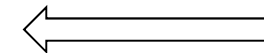
救命講習の実施等



受講実績の報告※2



AEDの設置等



AEDの登録等

県民

- ・AED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得
- ・自ら率先して応急手当を実施
- ・AEDの設置場所の周知

学校

- ・教職員に対しAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得
- ・児童及び生徒の発達段階に応じてAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得

事業者

- ・従業員に対しAED及び心肺蘇生法に関する知識及び技能を習得・向上
- ・事業者は、必要に応じてAEDを設置
- ・AEDの適切な維持管理、設置場所及び使用方法の適切な表示

※1：実績報告は各消防本部等からの報告による。

※2：実績報告は各学校からの報告による。

【協議会の活動内容】

- ・各団体等の取組内容について情報共有 + ターゲットを絞ったAEDの設置促進（老人ホーム、スポーツ施設等）
- 救命講習実施状況の把握・実施の呼びかけ、講習実施団体とのマッチング促進
- バッテリーの交換など適切な維持管理の周知

AED及び心肺蘇生法の普及促進  
 県民の自発的な応急手当の実施による県民の生命及び身体の保護

### (3) 条例制定後の主な取組

#### 1 条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

##### (1) AEDの設置登録制度への登録施設数

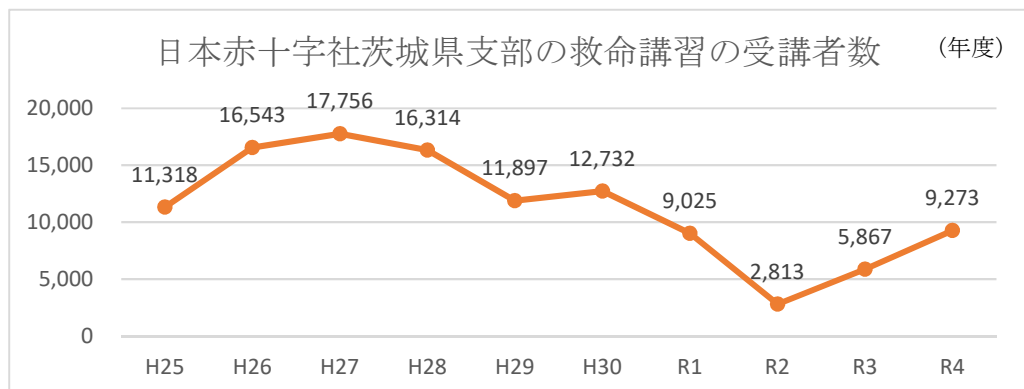
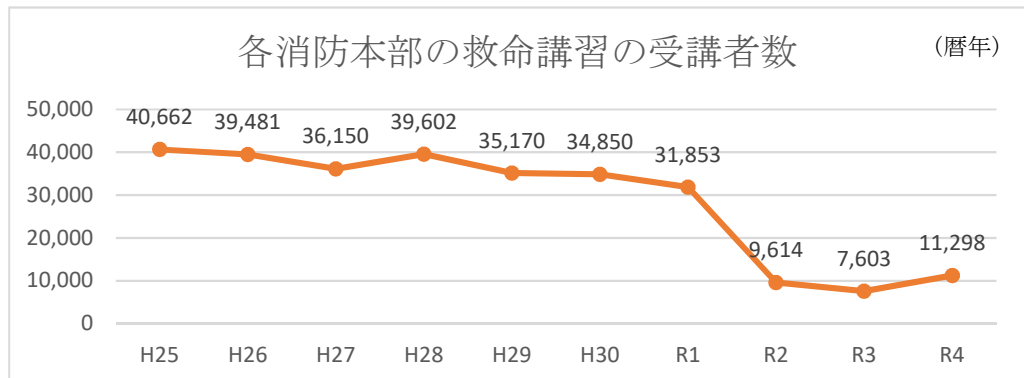
2,590施設（H25年4月）→3,962施設（R6年3月）

##### (2) AEDの設置施設

施設区分		H25.4 施設数 (A)	R6.3 施設数 (B)	増減 (B-A)
県	学校	91	135	44
	美術館、庁舎、その他	48	140	92
	小計	139	275	136
市町村	学校、保育園等	938	971	33
	消防機関	62	90	28
	公民館、その他	980	1,444	464
	小計	1,980	2,505	525
国等その他公的機関		5	22	17
民間		398	995	597
医療機関		68	165	97
合計		2,590	3,962	1,372

##### (3) 救命講習の受講者数

- 各消防本部では、条例制定後から令和4年（R4.12）までに延べ286,283人、日本赤十字社では、条例施行後から令和4年度（R5.3）までに延べ113,538人に対し救命講習を実施。



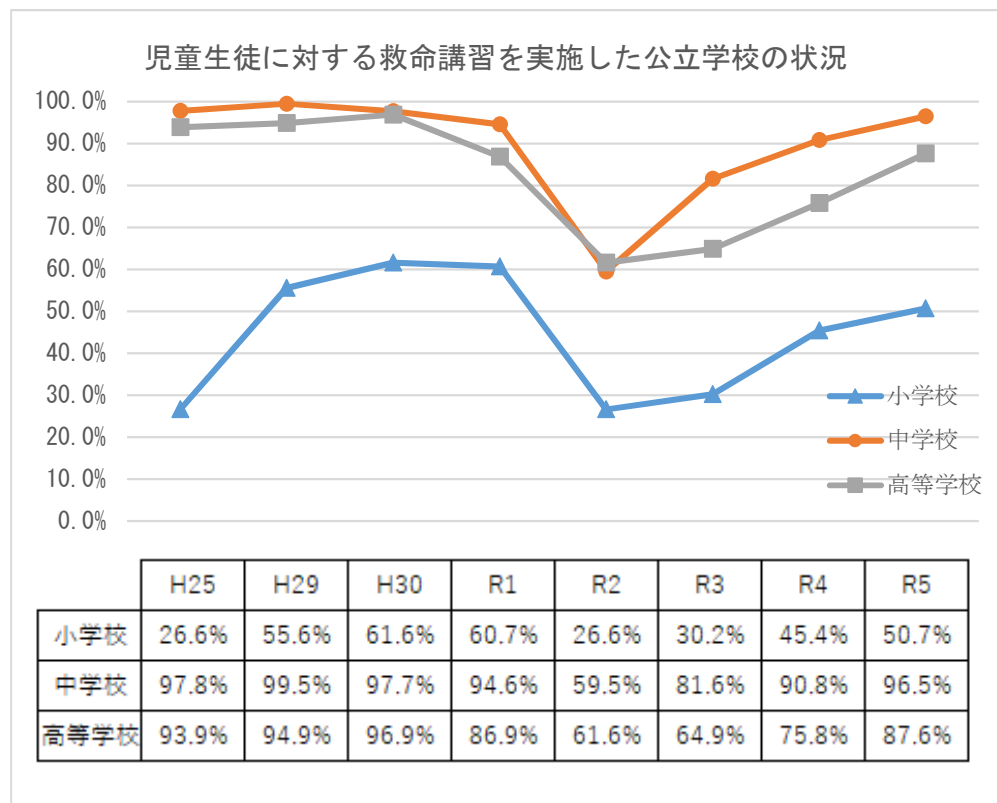
(注) 令和元年度から令和2年度にかけて実施回数等が大幅に減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面や参集での研修を控えたことによる。

#### (4) 学校における取組

##### ①公立学校における教職員の救命講習の受講人数 [R5 学校保健・学校安全実態調査]

区分	小学校	中学校	高等学校	計
救命講習の受講者数計	9,879	6,045	4,631	20,555

##### ②児童生徒に対する救命講習を実施した公立学校数 [R5 学校保健・学校安全実態調査]



(注) 令和2から4年度の実施割合が減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、対面や参集での研修を控えたことが一因と考えられる。

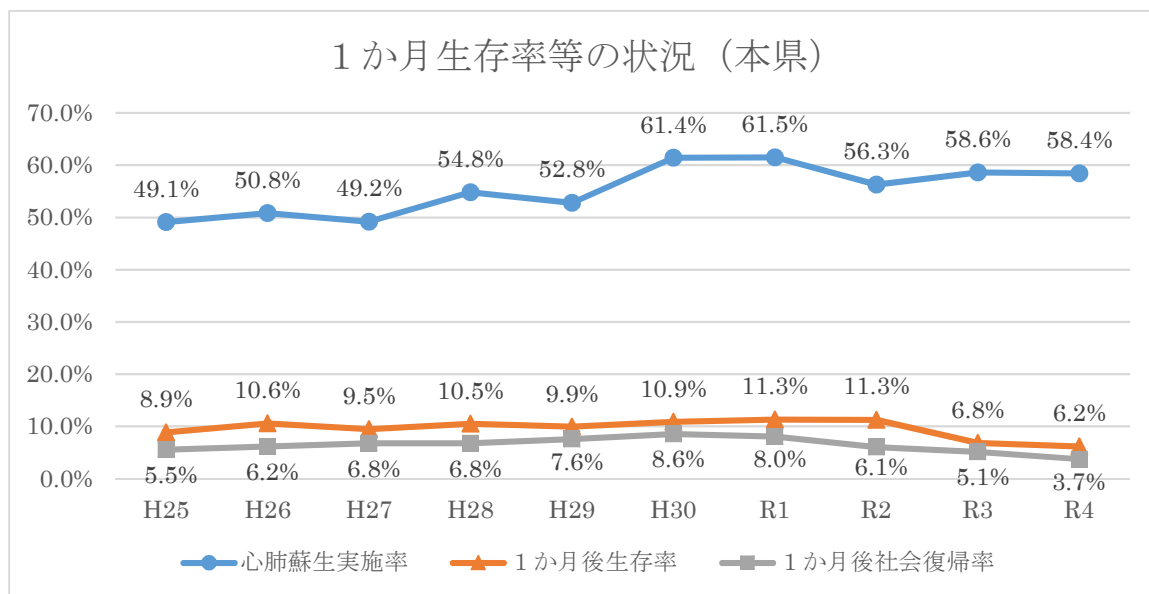
##### ③私立学校の取組状況 [R6 調査]

区分	学校数	回答数	回答率	教職員向け		児童生徒向け	
				学校数	実施率	学校数	実施率
高等学校	35	30	85.7%	23	76.7%	23	76.7%
中等教育学校	3	3	100.0%	3	100.0%	2	66.7%
中学校	12	6	50.0%	6	100.0%	5	83.3%
小学校	7	5	71.4%	3	60.0%	0	0.0%
合計	57	44	77.2%	35	79.5%	30	68.2%

○教職員向けの救命講習は約8割の学校で実施、児童生徒向けの救命講習は約7割の学校で実施。

○私立学校の場合、県AED条例の規定上、教職員及び児童生徒の心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得については努力義務ではあるが、県民の救命率向上や県民の生命及び身体の保護のため、引き続き、各私立学校あて救命講習の実施を呼びかけていく。

## (5) 助かった命



(注) 令和4年度の各種数値が下がっている理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との接触を避けたい心理から AED の使用をためらうケース等も考えられる。

本県の「1か月後生存率」及び「1か月後社会復帰率」を向上させるために、適切な CPR（心肺蘇生法）及び速やかな AED の実施ができるよう、救命講習等による知識や技能の普及啓発に取り組んでいく。

## (6) その他

### ①高校生等の活動支援

- ・ NPO 法人いばらき救命教育・AED プロジェクトが主催する高校生等を対象にした第1回フォーラム「見つけよう！私の近くの AED～高校生がつなぐ命のバトン～」の後援。高校生同士が意見交換を行い、AED の普及啓発について考えることを目的としている。

### <第1回フォーラムの概要>

- ア 日 時 令和5年8月5日（土）10時～15時30分
- イ 場 所 水戸市民会館（水戸市泉町）
- ウ 出席者 県内の県立学校、私立学校等、約80名。
- エ 内 容

- ・ 桐淵 博氏（日本 AED 財団理事、元さいたま市教育長）による講演。

講演内容：ASUKA モデル（注）の紹介、教育現場での AED 使用事例の紹介。

（注）さいたま市教育委員会が作成した体育活動時等に特化した教員研修のためのテキストの愛称。平成23年9月、さいたま市の女子児童が駅伝の練習中に死亡した事故を教訓に作成。

- ・立川 法正医師（NPO 法人いばらき救命教育・AED プロジェクト理事長）による救命サポーター（高校生）についての活動概要説明。
- ・高校生による AED 普及啓発についての活動報告。
- ・県の取組や AED マップの説明。[医療政策課]
- ・高校生による討論会。

### ＜第 2 回フォーラムの概要＞

ア 日 時 令和 6 年 8 月 3 日（土）【調整中】  
 イ 場 所 水戸市民会館（水戸市泉町）  
 ウ 出席者 県内の県立学校、私立学校等。  
 エ 内 容 【調整中】

#### ②AED とともに三角巾の整備促進

- ・三角巾を活用したプライバシー保護の方法として、県 HP、茨城県保健医療部公式 X（旧ツイッター）及び各市町村あて通知等にて周知。

#### ③福祉施設等における AED の設置・登録促進及び救命講習の実施

- ・県内福祉施設等における AED の設置・登録促進及び救命講習の実施について、県内福祉施設団体あて協力を依頼。

#### ④市町村消防機関が行う普及啓発活動に対する指導、助言及び指導者の養成

- ・県消防学校において救命に関する、教育、研修、訓練を実施し、救命講習を開催する技能を持った職員を育成。

#### ＜令和 5 年度消防学校における教育状況＞

教育課程	修了者数
初 任 科	1 4 3 人
救 急 科	1 1 2 人

- ・救命講習に関する周知及び積極的な救命講習会開催の働きかけ。

## 3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

## (1) 県の取組

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の 実施状況 及び成果】 AED 普及促 進事業	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民による心肺蘇生率の向上を図るため、県 AED 普及推進連絡協議会を通じて、AED の普及啓発を行うとともに、AED の設置促進や設置施設の周知を行う。</li> <li>① 県 AED 普及推進連絡協議会の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員報酬、旅費等</li> </ul> </li> <li>&lt;協議会の実施内容&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各委員の活動状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医療政策課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AED 設置状況、AED の使用方法動画の県 HP への掲載、今後の取組</li> </ul> </li> <li>イ 消防安全課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習会及び指導者養成の状況</li> </ul> </li> <li>ウ 保健体育課 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員及び児童生徒の取組状況</li> </ul> </li> <li>エ 各団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救命講習の実施状況等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>② 普及啓発に向けた意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校現場における AED の使用結果後の状況確認、「高校生 AED プロジェクト」への協力決定など</li> </ul> </li> <li>② AED の普及及び適切な管理促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 HP 「AED のココロエ」の維持管理委託費</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	369 千円  ① 114 千円 ② 255 千円
【今後の取組】 ・ 上記に同じ	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急現場に居合わせた県民が、自発的に応急手当を実施できるよう、また、救命率を向上させることができるよう、引き続き、AED 及び心肺蘇生法に関する知識及び技能の習得に努めていく。</li> <li>・ AED の設置促進やバッテリー交換などの適切な維持管理を周知に努めていく。</li> </ul>	1,622 千円

(2) 学校における普及促進の取組

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																							
			今年度 当初予算額 [千円]																							
<b>【前年度の実施状況及び成果】</b> ・学校における実習(児童生徒) ・救命講習会(教職員)	県	1 実施状況 (1) 県立学校におけるAEDの設置状況 (R5) ・基本的に、各学校に2台(校舎内及び体育館)ずつ設置する。 ・農林科学科、農業科、園芸科が設置されている学校及び児童生徒の多い特別支援学校は、1台追加する。 (単位:校)	3,682千円																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>学校数</th> <th>2台</th> <th>3台</th> <th>4台</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>95</td> <td>88</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>23</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> (2) AED使用実績 (R5) ・小学校11件、中学校7件、高等学校5件、特別支援学校4件  (3) 心肺蘇生法の実習 (R5) 【児童生徒】	校種	学校数	2台	3台	4台	計	高等学校	95	88	4	3	95	中等教育学校	3	3	0	0	3	特別支援学校	23	16	7	0	23
校種	学校数	2台	3台	4台	計																					
高等学校	95	88	4	3	95																					
中等教育学校	3	3	0	0	3																					
特別支援学校	23	16	7	0	23																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">校種</th> <th colspan="3">保健体育科授業</th> </tr> <tr> <th>学校数</th> <th>実施校数</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>456校</td> <td>231校</td> <td>50.7%</td> </tr> <tr> <td>中学校及び中等教育(前)</td> <td>229校</td> <td>221校</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>高等学校及び中等教育(後)</td> <td>97校</td> <td>85校</td> <td>87.6%</td> </tr> </tbody> </table> (4) 県が主催する救命講習会 (R5) 【教職員】	校種	保健体育科授業			学校数	実施校数	実施率	小学校	456校	231校	50.7%	中学校及び中等教育(前)	229校	221校	96.5%	高等学校及び中等教育(後)	97校	85校	87.6%	204千円				
校種	保健体育科授業																									
	学校数	実施校数	実施率																							
小学校	456校	231校	50.7%																							
中学校及び中等教育(前)	229校	221校	96.5%																							
高等学校及び中等教育(後)	97校	85校	87.6%																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>期日</th> <th>対象</th> <th>受講人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>小・中学校(初任者)</td> <td>531人</td> <td rowspan="6">教育研修センター</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>高等学校(初任者)</td> <td>105人</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>実習助手(初任者)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>栄養教諭(初任者)</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>養護教諭(初任者)</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>養護教諭(中堅前期・後期(※1))</td> <td>35人</td> </tr> </tbody> </table>	期日	対象	受講人数	備考	4月	小・中学校(初任者)	531人	教育研修センター	4月	高等学校(初任者)	105人	9月	実習助手(初任者)	4人	9月	栄養教諭(初任者)	4人	11月	養護教諭(初任者)	12人	11月	養護教諭(中堅前期・後期(※1))	35人	
期日	対象	受講人数	備考																							
4月	小・中学校(初任者)	531人	教育研修センター																							
4月	高等学校(初任者)	105人																								
9月	実習助手(初任者)	4人																								
9月	栄養教諭(初任者)	4人																								
11月	養護教諭(初任者)	12人																								
11月	養護教諭(中堅前期・後期(※1))	35人																								



		8月～ 12月 (6回)	公立・私立学校 未受講者、保健体育 科教員等(3年に一 度受講を推奨)	157人	保健体育 課※
		計		848人	
<p>※令和2年度から教職員が児童生徒に対する教え方を学ぶ内容を導入。(いばらき PUSH (※2) と連携し実施)</p> <p>2 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒向けの実習や教職員向けの救命講習会を実施することで、AED 及び心肺蘇生法に関する正しい知識と技能習得が図られた。</li> </ul>					
<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に同じ</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、児童生徒向けの実習や教職員向けの救命講習会を実施し、AED 及び心肺蘇生法に関する正しい知識と技能習得の普及促進に努める。</li> <li>① A E D の設置</li> <li>② 救命講習会の開催</li> </ul>			<p>4,772 千円</p> <p>①4,513 千円</p> <p>② 259 千円</p>

※1…中堅前期・後期とは、教員在職6年目、12年目。

※2…いばらき PUSH とは、NPO 法人 大阪ライフサポート協会が考案した胸骨圧迫と AED の使い方限定した、短時間でわかりやすく、楽しく学べる心肺蘇生講習。